

南山大学創立50周年記念奨学金規程

(目的)

第1条 南山大学創立50周年記念奨学金（以下「奨学金」という。）は、南山大学創立50周年記念基金の果実の一部を用いて、家計の急変等により経済的に困窮度が高く、修学が困難となった学部学生に対し、奨学金を給付して、その勉学支援に資することを目的とする。

(運用機関)

第2条 この規程の運用は、別に定める南山大学奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）がこれに当たる。

(給付金額)

第3条 奨学金は、第1種給付奨学金および第2種給付奨学金とし、その給付額は別表のとおりとする。

(奨学生および採用人数)

第4条 この規程により、奨学金の給付を受ける奨学生（以下「奨学生」という。）は、南山大学創立50周年記念第1種給付奨学生および南山大学創立50周年記念第2種給付奨学生に区分する。

② 南山大学創立50周年記念第1種給付奨学生の採用人数は、原則として毎年2名とする。

③ 南山大学創立50周年記念第2種給付奨学生の採用人数は、原則として毎年6名とする。

④ 第1種給付奨学生については、その1枠を第2種給付奨学生2枠として運用することができる。

(奨学生の資格)

第5条 奨学金は、次の各号の条件を備えた学生に給付する。

1 採用時において、本学の学部学生であること。

2 経済的困窮度が高く、修学困難であること。

3 学業成績が一定の基準を満たすこと。

4 次の(1)または(2)のいずれかに該当すること。

(1) 主たる家計支持者の死亡、離別または失業により、日本学生支援機構第一種奨学金緊急採用または第二種奨学金応急採用に本学から推薦された者

(2) 南山大学随時奨学金の貸与が決定された者

5 品行方正であること。

6 所定の期限内に出願したこと。

(出願資格)

第6条 奨学金の出願資格は、次の各号のとおりとする。

1 出願時において、本学の学部学生であること。

2 出願年度において、年度を通じて休学をしようとする者でないこと。

3 収入金額が別に定める基準に該当する者であること。

4 前年度において、前条第4号の奨学金の推薦または決定を受けた者であること。

5 出願年度において、懲戒処分を受けていないこと。

② 出願しようとする者は、奨学金願書に別に定める書類を添付して、提出しなければならない。

(出願時期)

第7条 奨学金の出願は、第5条第4号の資格要件を満たした年度の翌年度春学期に行わなければならない。

② 出願年度において年度を通じて休学した者が復学したときは、前項の規定にかかわらず、第5条第4号の資格要件を満たした年度の翌々年度に限り出願できるものとする。ただし、前項による出願者より劣位するものとする。

(奨学生の選考)

第8条 奨学生の採用は、選考委員会において選考のうえ、学長がこれを決定する。

(他の奨学金等との併給)

第9条 この奨学金は、南山大学給付奨学金、南山大学友の会給付奨学金、南山大学同窓会給付奨学金と併給することができない。

② 南山大学学生納入金減免規程に基づき授業料または教育充実費もしくは施設設備費の減免を受けている者、およびその他の措置に基づき授業料または教育充実費もしくは施設設備費の減免を受けている者は、この奨学金を受給することができない。

(休学による給付額の減額)

第10条 奨学生が、その出願年度において、当該年度の一部を休学するときは、その期間に応じて奨学金の給付額を減額する。なお、1クォーターあたりの給付額は、満額の4分の1とする。

(採用取消し)

第11条 奨学生が、懲戒処分を受けたときは、当該処分を受けた年度の採用を取り消す。

② 奨学生が、重大な虚偽の申請により、不正に給付を受けたと認められたときは、選考委員会の議を経て、採用を取り消すことができる。

(奨学金の返還)

第12条 前条の事由により、奨学生がその資格を喪失したときは、当該年度の奨学金を返還しなければならない。

(奨学金関係事務の取扱部署)

第13条 選考委員会の事務は、学生課においてこれを取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。

別 表

第1種給付奨学金	700,000円
第2種給付奨学金	350,000円